



民事法律扶助における司法書士の活用と司法アクセス拡充

相談における司法書士活用の課題

特定援助 特定援助対象者法律相談援助における「成年後見」業務と司法書士

同援助においては、「成年後見」に関する相談の割合が高いにもかかわらず、書類等作成援助を前提とした裁判所提出書類等作成に関する相談が民事法律扶助の対象外となっているため、成年後見業務の担い手である司法書士の活用が進んでいない。

災害援助 被災者法律相談援助における「災害支援実績」と司法書士

司法書士は、阪神・淡路大震災、東日本大震災等の災害において市民救援活動を行い、継続的な災害支援の実績を有するものの、相談の入口において司法書士による書類等作成援助につながりづらい現状がある。

司法過疎地における司法書士活用と司法アクセス拡充（司法過疎対策事業）

司法過疎対策事業

日司連は、司法アクセスが困難な地域において司法サービスの提供に積極的に取り組む司法書士及び司法書士法人を支援している。

具体的には、地域司法拡充事業（基金）の一環として実施する「司法過疎地開業支援」により開業及び定着のための財政的な支援や司法過疎地開業支援フォーラム等の開催による情報提供、「ふるさと回帰フェア」出展による地方開業相談、司法書士による巡回法律相談等を実施している。

なお、司法過疎地開業支援の要件として、民事法律扶助契約の締結、リーガルサポートへの入会等を被支援者に対し義務づけている。

司法書士の担い手としての実績

◆成年後見人等の就任実績

司法書士は、専門職としての成年後見人就任実績並びに家庭裁判所への成年後見申立て等の書類等作成援助において、担い手としての十分な基盤を有している。

◆福祉機関等との連携実績

司法書士会・リーガルサポート支部は、自治体や福祉機関（社協、地域包括支援センター等）との協定締結による連携の実績があり、高齢者、生活困窮者等の生活再建に関わってきた知見がある。

◆都市部偏在の解消・出張相談体制への人的資源

全国に遍く存在する司法書士の強みと司法過疎対策事業による支援を活かし、過疎地域・法律専門職の少ない地域への司法書士による出張相談体制を整備しており、法テラスの地方における司法アクセス拡充への人的な資源を有している。

☞司法書士は、相談から書類等作成援助・代理援助までのシームレスな司法インフラの担い手へ

担い手の確保に向けた報酬及び制度の見直しの提言

現行制度と業務実態における3つの課題

1. 報酬基準の固定化

書類等作成援助の報酬基準は、消費税改定分を除き見直しがなされていない。実態に合わない報酬及び実費が固定化され、実質的な報酬の低下をもたらしている。

2. 方針変更の場合等の手続きの煩雑さ

債務整理等の実務において、「代理援助」と「書類等作成援助」の方針変更をする場合の事務手続き及び返金等の精算手続きが煩雑であり、業務実態に見合っておらず、手続き全般の負担が大きい。

3. 業務と報酬の不均衡

書類等作成援助には、代理援助とは異なり、困難事案等において追加報酬を支出する規定のない立替項目がある。例えば、破産申立において「同時廃止・免責事案」と「管財事件」が同額の報酬とされており、業務と報酬が見合っていない場合がある。



担い手となる契約司法書士数の停滞と民事法律扶助の利用の敬遠に繋がっている可能性がある

持続可能な担い手確保に向けた3つの提言

1. 立替金（報酬基準）の見直しによる適正化

書類等作成援助の報酬基準は、物価高騰による実費増額も含め見直しを行う。

2. 手続きの見直しによる負担軽減

手続き書類の簡素化、デジタル化等による負担軽減の検討を行う。

3. 利用者（被援助者）の負担と財源との一体的議論

現状、報酬基準の引き上げは、利用者（被援助者）の償還金の負担増、財源の問題に直結する。利用者の償還免除制度等の負担軽減策の拡充、事案に応じた書類等作成援助の積極的な活用と代理援助によるメリハリのある予算配分等、市民の利用しやすさと担い手の確保、予算のバランスを図るための一体的な議論を推し進める必要がある。



持続可能な担い手の確保と利用しやすい民事法律扶助制度の再構築

第 4 回法テラスの在り方に関する有識者検討会（提出資料）

令和 8 年 6 月 11 日

日本司法書士会連合会常任理事 猪之鼻久美子

1. 民事法律扶助における司法書士の活用と司法アクセス拡充について

今般提出した資料では、「民事法律扶助制度の相談における司法書士の活用」と「司法アクセスの拡充」について提言をさせていただきました。

まず、認知機能が十分ではなく自己の権利実現が妨げられる恐れのある国民等を対象とする「特定援助対象者法律相談援助」では、成年後見に関する相談需要が高い傾向にあります。しかし、司法書士による家庭裁判所への申立書類の書類等作成援助は、前提となる相談が法律相談援助に当たらないことから、成年後見業務の主要な担い手である司法書士の法律扶助制度の利用に繋がらず、活用が進んでおりません。

また、「被災者法律相談援助」においても、司法書士は阪神・淡路大震災や東日本大震災等の災害支援に継続的に取り組んできましたが、相談の入り口において振り分けられ、司法書士による書類等作成援助につながりにくいという状況が生まれています。

このことは、民事法律扶助制度に「書類等作成援助」と「代理援助」という選択肢があるにもかかわらず、一方のみが選択されてしまうという課題のひとつであると考えています。

司法書士は、専門職として成年後見人に就任し、司法書士会やリーガルサポートの支部は、福祉機関や自治体と連携してアウトリーチによる司法ソーシャルワークを実践しています。さらに、日本司法書士会連合会（以下「当会」という）では、司法書士が全国にあまねく存在することを目指して司法過疎対策を推進し、司法アクセスの拡充に努めています。このような実績からも、司法書士の書類等作成援助の活用に限らず、前提となる裁判書類等の作成に関する相談を法律相談援助として位置付けることで、シームレスな司法インフラの担い手として司法アクセス拡充に貢献することができると考えています。

なお、当会の司法過疎対策は、司法過疎地における司法書士の開業及び定着への財政的支援である開業支援事業や巡回法律相談、フォーラムの開催による情報の提供と I ターン・U ターンによる地方開業の促進です。なかでも、開業支援事業は、司法書士の民事法律扶助契約の締結やリーガルサポートへの入会を支援の要件としていることから、「司法アクセス」の拡充を目指した事業設計となっています。

2. 担い手確保に向けた報酬及び制度の見直しについて

次に、民事法律扶助制度を持続可能なものとするための課題と提言について申しあげます。

現在、書類等作成援助には大きく三つの課題があると考えています。

第一に、報酬基準の固定化です。書類等作成援助の報酬規程は抜本的な見直しには至っておらず、物価上昇による実費増額にも対応できていない状況にあるといえます。その結果、書類等作成援助の報酬は実質的に低下しています。

第二に、代理援助と書類等作成援助の方針変更時の事務手続が煩雑であることが課題として挙げられます。特に債務整理手続きでは、書類等作成援助から代理援助への変更に伴う精算や返金手続が事務手続き上の負担となり、法律扶助制度の利用の阻害要因にもなっています。

第三に、業務量と報酬の不均衡です。例えば破産事件では、同時廃止事件と管財事件が同額の報酬となる場合があり、実際の業務負担との差が生じています。

こうした状況は、法テラスとの契約司法書士数の伸び悩みや、民事法律扶助の利用を敬遠する要因になっている可能性があります。

そこで、三つの提言を行いたいと思います。

第一に、立替金及び報酬基準の見直しによる報酬の適正化です。実務の実態や物価上昇を反映した水準への改定が必要です。

第二に、各種手続の簡素化やデジタル化による担い手である司法書士・弁護士と法テラス事務局の負担軽減です。利用者と担い手双方にとって使いやすい制度設計が求められています。

第三は、利用者の負担と担い手の報酬の見直しにかかる財源の問題を一体的に議論することです。利用者の償還免除制度の拡充や、事案に応じた書類等作成援助と代理援助の選択と振りわけを通じて、市民の利用しやすさ、担い手の確保、そして財源とのバランスを図る必要があります。

民事法律扶助制度が将来にわたり安定して機能するためには、利用者の利便性と持続可能な担い手の確保、予算を含む社会からの制度への信頼の三方を見据えた制度の再構築が不可欠であると考えています。

以上